

◇◇ 利用料金のご案内 ◇◇

**従来型個室**

介護老人福祉施設 第三静光園  
令和7年4月1日改正

※所得段階、要介護度別に利用者負担が異なります。

利用者負担段階	対象条件
第1段階	・市民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者 ・生活保護受給者
第2段階	・市民税世帯非課税であって、課税年金収入額と合計所得金額の合計が概ね80万円以下の方
第3段階 ①	・市民税世帯非課税であって、利用者負担第2段階以外の方 (課税年金収入が概ね80万円超120万円未満の方)
第3段階 ②	・市民税世帯非課税であって、利用者負担第2段階以外の方 (課税年金収入が概ね120万以上の方)
第4段階	・上記以外の方

負担項目	算定項目	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
(1) サービス利用に係る自己負担額(※)	従来型個室	22,451	24,870	27,392	29,811	32,196
(2) 食費自己負担額(保険外)	従来型個室	第1段階	9,000			
		第2段階	11,700			
		第3段階①	19,500			
		第3段階②	40,800			
		第4段階	51,000			
(3) 居住費自己負担額(保険外)	従来型個室	第1段階	11,400			
		第2段階	14,400			
		第3段階①	26,400			
		第3段階②	26,400			
		第4段階	36,930			
[(1)+(2)+(3)]	従来型個室	第1段階	42,851	45,270	47,792	50,211
		第2段階	48,551	50,970	53,492	55,911
		第3段階①	68,351	70,770	73,292	75,711
		第3段階②	89,651	92,070	94,592	97,011
		第4段階	110,381	112,800	115,322	117,741
						120,126

※単位は全て円です。30日、負担割合1割の計算となっています。

なお、(1)には「サービス提供強化加算Ⅲ」「看護体制加算Ⅰ・Ⅱ」「夜勤職員配置加算Ⅰ」「介護職員待遇改善加算Ⅱ」「個別機能訓練加算」「科学的介護推進体制加算Ⅱ」の自己負担分も含まれています。